

## 練馬区立練馬文化センター

### 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年10月1日策定

(令和3年11月13日一部改訂)

(令和3年12月1日一部改訂)

練馬区立練馬文化センター指定管理者

公益財団法人練馬区文化振興協会

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日・令和3年9月28日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定（以下「対処方針」という。）を踏まえ令和3年10月15日に改訂した公益社団法人全国公立文化施設協会「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版」を参考に、また内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡を踏まえ、練馬区立練馬文化センター（以下「練馬文化センター」という。）における新型コロナウイルス感染拡大予防対策を様々な見地から検討し、施設として、ホールおよびその他施設の利用や業務において考えられる事項をまとめたものです。

尚、本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更のほか、新型コロナウイルスの感染状況における動向や専門家の知見、施設利用者等の意見を踏まえ、必要に応じ今後も適宜改訂を行うものとします。

#### 1. 感染防止のための基本的な考え方

練馬文化センターは、大・小ホールに加え、リハーサル室や集会室、ギャラリー、そして公共スペース（エントランスやロビー）を有する施設であり、こうした施設の特長や公演の規模、利用内容を十分に踏まえ、施設内およびその周辺で、公演および展示を鑑賞するために来場する者（以下「来場者」という。）およびホールの出演者やスタッフなど事業に携わる者（以下「公演関係者」という）、その他施設（リハーサル室、集会室）を利用するために来場する者（以下「利用者」という）、施設の管理・運営に従事する者（以下「従事者」という）、施設全体を管理する事業者（以下「施設管理者」という。）などへの新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、必要となる負担を考慮に入れながら、最大限の対策を講じていくものとします。特に①密閉（換気の悪い密閉空間である）、②密集（多くの人々が密集している）、③密接（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や

発声が行われる) という 3 つの条件 (いわゆる「三密」) のある場では、感染拡大のリスクが高くなると考えられ、このような環境にならないよう感染対策に取り組みます。なお、一つの密でも一定の感染リスクが避けられないことから、三密のいずれの発生もさけるよう対策を講じます。

## 2. 施設管理者 (公益財団法人練馬区文化振興協会) が講じる具体策

### (1) リスク評価

#### ① 接触感染のリスク評価

他者と共有する物品やドアノブなど不特定多数が触れる場所を特定し、これらへの接触の頻度を評価します。高頻度接触部位 (テーブル、ドアノブ、電気のスイッチ、キーボード、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、エスカレーターの手すり、自動販売機のボタン、ロッカー等) には特に注意を要します。

#### ② 飛沫感染のリスク評価

施設内の換気の状態を考慮しつつ、公演の態様と人と人との距離や位置、方向等を踏まえ、公演関係者相互、公演関係者と来場者、来場者相互、従事者と来場者等の各間において、舞台上の発声、対面での長時間の会話、大声での呼びかけ、マスクを外す可能性等が頻発する場所等の状況を評価します。

#### ③ 集客施設としてのリスク評価

開催にあたり、大規模な人数の移動が見込まれるか、県域を越えた移動が見込まれるか、施設内での入退場が長時間滞留せず人と人との距離が一定程度確保できるかどうか等について、公演内容やこれまでの施設の来館実績等に鑑み評価します。

#### ④ 地域における感染状況のリスク評価

地域の生活圏において、地域での感染者の確認状況を踏まえた施設管理への影響について評価します。

### (2) 施設内の各所における対応策

#### ① 公共スペース

- 1F 入口と受付カウンターに手指用の消毒液を設置します。
- 対面での接客が想定される受付カウンターには、アクリル板を設置します。
- 階段、エレベーター、エスカレーターの手すりを定期的に消毒します。
- エレベーターや自動販売機のボタンを定期的に消毒します。

■正面入口・西側入口・楽屋口にサーマルカメラを設置しています。

② 大・小ホール

■利用終了後、客席のひじ掛けなどの必要箇所を消毒します。

■利用時間外は客席の扉を開放し換気に努めます。

■出演者が管楽器を使用する場合、水滴対策のための備品を用意します。

■ピアノ使用后、鍵盤を拭き掃除します。

■空調設備による換気を利用時間中は常時行います。

■不特定多数が滞在する客席内について抗菌工事を実施しています。

③ ギャラリー

■利用毎に必要なに応じて室内の備品を消毒します。

■空調設備による換気を常時行います。

④ その他施設（リハーサル室、集会室）

■入口付近に手指用の消毒液を設置します。

■利用毎に必要なに応じて室内の備品を消毒します。

■第1、第2リハーサル室のピアノ使用后、鍵盤を拭き掃除します。

■利用者が管楽器を使用する場合、水滴対策のための備品を用意します。

■空調設備による換気を常時行います。

■第1～3リハーサル室内に空気清浄機を設置します。

⑤ トイレ

■来場者が使用する個室には便座除菌液を設置します。

■使用後に蓋をしたうえで水洗するよう注意喚起の掲示をします。

(3) 従事者が講じる具体策

■出勤前に必ず検温および体調確認を行い、平熱と比較し高い発熱があるなど  
体調不良の際には自宅待機をします。

■施設内での就業中は、常に正しくマスクを着用し手洗いを徹底します。

■会議や打合せでは、対面にならない席配置とするなど、従事者間の感染リス

クを低減するように努めます。

- 事務室や会議室での空調設備による換気を行います。
- 公演に直接関与しない従事者は、できるだけ会場への出入りや公演関係者との接触を控えます。
- 清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底します。
- 施設としての感染防止策をホームページや情報誌で広く周知します。

### 3. 来場者へ協力を求める具体策

来場者へ協力を要請する具体策は下記の通りです。

- 発熱時や体調不良時は来場を控える。
- 施設内では常時正しくマスクを着用する。
- 施設内では大きな声で話をしない。
- 施設内での食事は控える。
- 施設入口または公演会場入口で手指を消毒し、手洗いを徹底する。
- 施設内では最低1mを目安とした十分な間隔をとる。
- 公演主催者が講じる感染防止策に協力する。
- 接触確認アプリ（COCOA）などを活用する。

### 4. 公演関係者（ギャラリー利用者を含む）へ協力を求める具体策

公演関係者（ギャラリー利用者を含む）へ協力を要請する具体策は下記の通りです。

<出演者>

- 表現形態に応じて、出演者間で最低1mを目安とした十分な間隔を取る。
- 公演時を除き、施設内では正しいマスクの着用を原則とする。
- 楽屋は密にならないように利用人数を調整する。
- 必要箇所に、手指用の消毒液を設置する。
- ケータリング等では使い捨ての紙皿やコップを使用し、ゴミは原則持ち帰る。

<公演主催者>

- 国の事務連絡や東京都の対応指針を前提とし、施設側が定める利用における制限・ルールを遵守する。
- 代表者は当日の出演者および来場者の連絡先の把握に努め、保健所等の公的機関の要請により施設管理者から提出を求められた場合は応じる。なお、作成した名簿等を一定期間（概ね1ヶ月間）保持し、個人情報の保護の観点から保管には十分な対策を講じ、期間経過後は適切に廃棄する。
- 仕込、リハーサル、撤去は余裕あるスケジュールを設定する。
- 舞台袖、舞台裏、楽屋などの狭いスペースでの待機時や、喫煙スペースなどマスクを外しての利用に際し、会話の抑制等を徹底する。
- 公演当日は、開場時間の前倒し、休憩時間の延長などが可能な進行とする。
- 主催者は全員マスクを常時着用することを原則とする。
- 会場の出入口に来場者用の手指消毒の消毒液を設置し、また検温の対策を講じる。
- 休憩時間のトイレ利用時などの列整理を行う。
- 入退場時の密集回避のため、時間差を設けての入退場や導線の分散、案内人の配置などにより十分な距離（最低1m）の間隔を確保する。
- 入場時のチケットもぎりの簡略化や係員のこまめな手指消毒（もしくは手袋着用）の徹底に努める。
- プログラム、アンケート等の配布物は据え置きとするか、手渡しの場合は係員の手指消毒（もしくは手袋着用）を徹底する。
- 物販に関わる関係者は、マスクに加え、必要に応じて手袋着用やこまめな手指消毒を行う。また多くの者が触れるような見本品は極力取り扱わないようにする。
- 公演後の面会等、公演関係者と来場者の接触を控えるように周知する。
- 高齢者や持病のある方が多数来場することが見込まれる場合は、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討する。
- 利用終了後、施設管理者へ実施報告書を必ず提出する。
- ゴミは原則持ち帰る。

## 5. 利用者へ協力を求める具体策

利用者へ協力を求める具体策は下記の通りです。

- 代表者は当日の利用者全員の連絡先の把握に努め、保健所等の公的機関の要請により施設管理者から提出を求められた場合は応じる。なお、作成した名簿等を一定期間（概ね1ヶ月間）保持し、個人情報の保護の観点から保管には十分な対策を講じ、期間経過後は適切に廃棄する。
- 休憩時間等には扉や窓を開けるなど、換気に努める。
- 利用時間中に大きな声で話をしない。
- 利用者間で最低1mを目安とした十分な間隔をとる。
- ゴミは原則持ち帰る。
- 利用終了後、施設管理者へ実施報告書を必ず提出する。

## 6. 施設利用における制限・ルール（令和3年12月1日現在）

### （1）大・小ホール

#### 【定員の100%を上限とする利用】

- 利用内容に大声での歓声・声援等がないこと。
- 舞台前から十分な距離（2m以上）を確保するため、客席1Fの最前列を利用しないこと。

#### 【定員の50%を上限とする利用】

- 利用内容に大声での歓声・声援等が想定されること。
- 舞台前から十分な距離（2m以上）を確保するため、客席1Fの最前列を利用しないこと。

※主催者は、東京都総合防災部よりイベント開催時のチェックリスト等の必要書類の作成・HP等での公表が求められる場合があるため、東京都総合防災部の下記URLを確認し、必要事項を実施すること。

URL <https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1009757/1021409.html>

### （2）楽屋

- 定員の100%を上限とする利用とし、出演者間で最低1mを目安とした十分な間隔を

とること。

(3) ギャラリー

■来場者間で、最低 1m を目安とした十分な間隔をとること。

(4) その他施設（リハーサル室、集会室）

【定員の 100%を上限とする利用】

■利用内容に大声での歓声・声援等がないこと。

■利用者間で、最低 1m を目安とした十分な間隔をとること。

【定員の 50%を上限とする利用】

■利用内容に大声での歓声・声援等が想定されること。

■利用者間で、最低 1m を目安とした十分な間隔をとること。